

4.2 自宅に《訪問》してもらおうサービス

(1) ホームヘルプ（訪問介護）サービス

○ 訪問介護（ヘルパー）ができること ○

身体介護	生活援助
<p><排泄介助></p> <ul style="list-style-type: none">・トイレ等での排泄介助・おむつ交換 <p><入浴介助></p> <ul style="list-style-type: none">・入浴、シャワー浴の介助・手浴、足浴、清拭 <p><外出介助></p> <p>（公共交通機関・車椅子・徒歩などによる）</p> <ul style="list-style-type: none">・通院介助・買物同行・散歩 <p><移動介助></p> <ul style="list-style-type: none">・体位変換・室内移動・車椅子等への移乗 <p><食事介助></p> <ul style="list-style-type: none">・食事摂取の為の介助 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none">・洗面、歯磨き、整髪・爪切り・更衣介助・服薬確認、服薬するための準備	<p><調理></p> <ul style="list-style-type: none">・一般的な家庭料理・食事の配膳・食事の後片付け、食器洗浄 <p><掃除></p> <ul style="list-style-type: none">・ご利用者様本人が日常的に使用している場所のみ（居室・寝室・台所・風呂場・洗面所・トイレ・廊下・玄関等） <p><洗濯></p> <ul style="list-style-type: none">・家庭用洗濯機で洗える日常的な物のみ（普段着・寝巻・下着・シーツ・タオル等） <p><寝具の整頓></p> <ul style="list-style-type: none">・布団の上げ下げ・布団干し・シーツ交換 <p><買い物></p> <ul style="list-style-type: none">・食品の買い物の代行・生活必需品の買い物の代行 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none">・代筆、代読・ご利用者様本人が服用する薬取り・ご利用者様本人の手紙の投函

【ご注意ください】

- ◆サービスの対象はご利用者様本人のみにしてとなります。
- ◆ご利用者様本人以外の生活援助は行なえません（ご家族様等は対象外）。
- ◆「医療行為に類似するサービス」は法律で禁止されています。ご家族の方ができる事でも、ヘルパーによるサービスとしては禁止されています。
- ◆予定されている時間を超えてのサービスは提供できません。
- ◆「ヘルパーができること」に記載されている事項でも、介護計画にサービス内容として盛り込まれていない場合は、サービスとして提供できません。

× 訪問介護（ヘルパー）ができないこと ×

身体介護	生活援助
<p><排泄介助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 摘便、浣腸 ・ 膀胱洗浄 ・ 人工肛門等の交換 ・ 排尿カテーテルの洗浄、消毒 <p><外出介助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 院内介助 ・ ヘルパーが運転する車を使った外出 <p><食事介助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チューブ、カテーテルの挿入 ・ 経管栄養注入 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 散髪、髭剃り ・ 巻爪など変形した爪の爪切り ・ 床ずれ処置 ・ 軟膏等の塗布（※1） ・ 坐薬の挿入（※1） ・ 医療行為に類似するサービス ・ 服薬確認以外の薬に関する管理 ・ 入院中、入退院時の付き添い ・ リハビリ、マッサージ ・ 見守り 	<p><調理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご利用者様本人以外の分の調理 ・ 手の込んだ調理 ・ 治療食等の調理 ・ 正月や節句等の特別な季節料理 <p><掃除></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご利用者様本人以外が使用する場所の掃除 ・ 普段使わない場所の掃除 ・ 大掃除、大きな家具等の移動、模様替え ・ 庭掃除、草取り、植木や草花の手入れ ・ 自家用車の洗車、清掃 <p><洗濯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご利用者様本人以外の方の洗濯 ・ 家庭用洗濯機で洗えない物（ドライ品等） <p><寝具の整頓></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご利用者様本人以外の方の寝具に関わる事 <p><買い物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご利用者様本人以外の方が使用する物 ・ お歳暮等の贈答品 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内外の大工仕事 ・ ペットの世話 ・ 金銭及び財産管理 ・ 来客の応対 ・ 年賀状等の季節状や案内状書き ・ 公共機関や公文書等への代理人行為

【ご注意ください】

- ◆時間の長短に関わらず、ご利用者様本人がご不在の場合のサービス提供はできません。
- ◆ヘルパーにできないことを依頼された場合は、自費発生の対象になる場合があります。
- ◆「ヘルパーができないこと」に記載されている事項でも、介護計画にサービス内容として盛り込まれている場合は、サービスとして提供できるものもあります。

（※1）本人の皮膚の状態によっては、一部使用可能な場合あり